

北本市高齢者福祉計画 2021・第 8 期介護保険事業計画策定委員会設置規程

(設置)

第 1 条 北本市高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 2 0 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画をいう。）及び北本市介護保険事業計画（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 7 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）の策定に関する事項を協議するため、北本市高齢者福祉計画 2021・第 8 期介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北本市高齢者福祉計画 2021・第 8 期介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護・福祉関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第 5 条 策定委員会上に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、健康推進部高齢介護課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和2年 2月12日（決裁日）から施行する。